令和８年（フ）第９４４号
大阪府羽曳野市古市６丁目１番14号　田中テラス３号棟、前住所大阪府羽曳野市誉田６丁目１番30―102号　パナハイツサンドールＡ
債務者　入江　泰雄
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９５４号
大阪府富田林市寺池台四丁目１番312―104号、前住所堺市中区福田170番地４　クラールミルトＦＵ202号
債務者　藤原　優菜
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９８９号
堺市西区堀上緑町３丁２番65―206号
債務者　中尾　和秋
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１００３号
大阪府高石市羽衣４丁目８番８―202号
債務者　伊藤貴世美
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７３号
岡山県津山市皿164番地２、前住所大阪府大阪市港区磯路２丁目14番６―410号
債務者　平井　亜季
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第８０３号
福岡県遠賀郡水巻町高松19番303号
債務者　武富　理恵
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８１１号
北九州市小倉南区徳力２丁目２番30―２Ｂ号
債務者　吉田　望夏
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５８号
山形県東田川郡三川町大字東沼字興屋下27番地、前住所東京都練馬区小竹町２丁目68番２号　トーキョーベータ小竹向原５　106号室
債務者　大瀧佳奈子
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第６０号
山形県鶴岡市三和町９番５号、前住所山形県鶴岡市睦町４番12号
債務者　宮本　　静
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第２７０号
静岡県裾野市御宿405番地の２、前住所静岡県裾野市千福が丘二丁目11番２
債務者　菊池　絵莉（旧姓矢野）
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４３号
香川県観音寺市新田町1326番地
債務者　藤田　英信
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第１７号
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目21番12号　ホワイトハウスＢ棟、住民票上の住所北海道新冠郡新冠町字万世114番地　福地トレーニングファーム
債務者　須知　安明
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第９８６号
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目23番１号　メゾンドショコラドゥ101、従前の住所仙台市青葉区小松島２丁目26番５―402号
債務者　昆野　　廉
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０２９号
仙台市宮城野区新田４丁目18番18―205号
債務者　馬上　洋一
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０３６号
仙台市泉区将監11丁目５番45―33号
債務者　蘇武　秀明
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０３７号
仙台市泉区将監11丁目５番45―33号
債務者　蘇武　里枝
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係